

## 建設工事入札参加資格審査に係る加点項目の見直し（案）

最大加点（経営事項審査の総合評定値25%以内）：【土・と・舗】356点、【他】203点

技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事等表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点（最大30点）	
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点（最大30点）	
	ICT	<u>基準日直前2年間のICT活用工事实績（国及び県発注工事）1件につき5点（最大15点）</u>	新規
雇用環境	休業制度・実績	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
	ワーク・ライフ・バランス	・基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」 <u>認証毎に5点加点（A ワークライフバランスコース、Bダイバーシティコース、Cネクストジェネレーションコース）</u> （最大15点）	変更
	労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
	若年者雇用	基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
	女性活躍	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点	
		・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	
雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）		
週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加点（ <u>4週8休：15点</u> ）	変更	
社会的責任・貢献	環境配慮	・基準日において、 <u>事業活動温暖化対策計画書を策定している場合10点</u> （義務者を除く） ・基準日において、 <u>ISO14001</u> 、エコアクション21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）の認証登録を受けている場合7点 <u>【上記2項目で最大17点】</u>	変更
	産業廃棄物	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点	
	SDGs	<u>基準日</u> において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点	
	防災	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
	協力雇用主	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	入札参加停止	基準日直前2年間における停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	